

ニューオータニ健康保険組合

平成20年度 収入支出決算

去る6月18日に開催された第103回組合会において、当健康保険組合の平成20年度決算が可決・承認されました。

◎一般勘定

収入合計	1,676,631千円	経常収入	1,438,963千円
支出合計	1,606,409千円	経常支出	1,584,675千円
		経常収支	△145,712千円

収入

(単位：千円)

科目	金額
健康保険料収入	1,428,033
保険料	1,426,996
その他	1,037
調整保険料収入	21,734
繰入金	171,671
退職積立金繰入	0
別途積立金繰入	171,671
国庫補助金収入	17,755
特定健診等事業収入	102
財政調整事業交付金	26,650
雑収入	10,686
収入合計	1,676,631
経常収入	1,438,963

支出

(単位：千円)

科目	金額
事務費	31,603
保険給付費	726,887
法定給付費	711,411
付加給付費	15,476
納付金	810,902
前期高齢者納付金	351,300
後期高齢者支援金	282,387
病床転換支援金	183
日雇拋出金	0
退職者給付拋出金	96,970
老人保健拋出金	80,062
保健事業費	14,501
財政調整事業拋出金	21,733
その他	783
支出合計	1,606,409
経常支出	1,584,675
経常収支	△145,712

基礎数値

被保険者数	4,500名
健康保険料率	80.0/1000
負担割合	事業主6：被保険者4
平均標準報酬月額	287,427円

財産状況

(H21.7.1現在)

法定準備金	365,224,000円
別途積立金	922,276,376円
退職積立金	6,113,524円
合計	1,293,613,900円

◎介護勘定

収入合計	105,694千円	支出合計	102,284千円
------	-----------	------	-----------

収入

(単位：千円)

科目	金額
介護保険収入	100,620
雑収入	74
繰入金	5,000
収入合計	105,694

支出

(単位：千円)

科目	金額
介護納付金	102,284
介護保険料還付金	0
積立金	0
支出合計	102,284

基礎数値

2号被保険者数	2,317名
介護保険料率	11.5/1000
負担割合	事業主5：被保険者5
平均標準報酬月額	357,326円

財産状況

(H21.7.1現在)

介護準備金	30,061,724円
-------	-------------

平成21年度 新規事業と変更事項について

1 ニューオータニサポートホットラインの開設

健康、育児、介護、メンタルヘルス、金融、法律など生活の中で起こるいろいろな悩みや問題に対応する相談窓口です。

それぞれの問題の専門家（看護師、保健師、医師、臨床心理士、弁護士等）とお話することができます。

◎**ニューオータニグループ専用フリーダイヤル ☎0120-123-685**（24時間・年中無休 開設）
（携帯・PHS・海外からは03-3234-3574（*フリーダイヤルではありません））

◎**セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント相談 ☎0120-328-566**
（月～金：9時～21時、土曜日：10時～18時、日曜・祝日・1月1日～3日は休み）
（携帯・PHSからは03-3234-1049（*フリーダイヤルではありません））

2 インフルエンザ予防接種補助が被扶養者にも拡大されます

◆予防接種対象期間	11月1日～12月31日
◆補助金額	1名あたり2,000円まで
◆補助金申請期間	11月1日～翌年3月31日(年度内)

3 特定保健指導の対象となった方は「原則全員参加」していただくこととなります

平成20年4月から開始された特定健診・特定保健指導制度に基づいて、健保組合ではご案内をしてきましたが、国が定めた目標値を達成するために、20年度中は自由参加としていた特定保健指導を「原則全員参加」とさせていただきます。また、これに伴って特定保健指導への参加費を「無料」といたします。

特定保健指導は特定健診（会社の健康診断）の結果に基づいてグループ分けをした結果、生活習慣を改善することによって、「**検査数値の改善が見込まれる＝生活習慣病を予防できる**」とされた方へ実施するものです。

21年1月以降に特定健診（会社の健康診断）を受診された方から「原則全員参加」の対象となります。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

4 組合会の議員数および理事会の理事数を増やします

本年10月20日に健保組合の議員および理事の総選挙が予定されていますが、その際に、現在の20名という議員数および理事数を見直し、26名に増やすこととなりました。

組合会・理事会とは健保組合を運営する上で必要な事項を検討したり、決定したりする機関です。その構成メンバーは、加入事業所（会社）の代表と被保険者（皆さん）の代表とで構成されています。今後、健保運営を行っていく上でより多くの事業所や皆さんの意見を反映することができるように、議員・理事の数を増やすこととなりました。

今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

